

堺市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例概要について

◎無料低額宿泊所とは・・・

社会福祉法（第2条第3項第8号）の規定に基づき、生計困難者のために、低廉な料金で、宿泊所などを利用させる事業を行う施設。

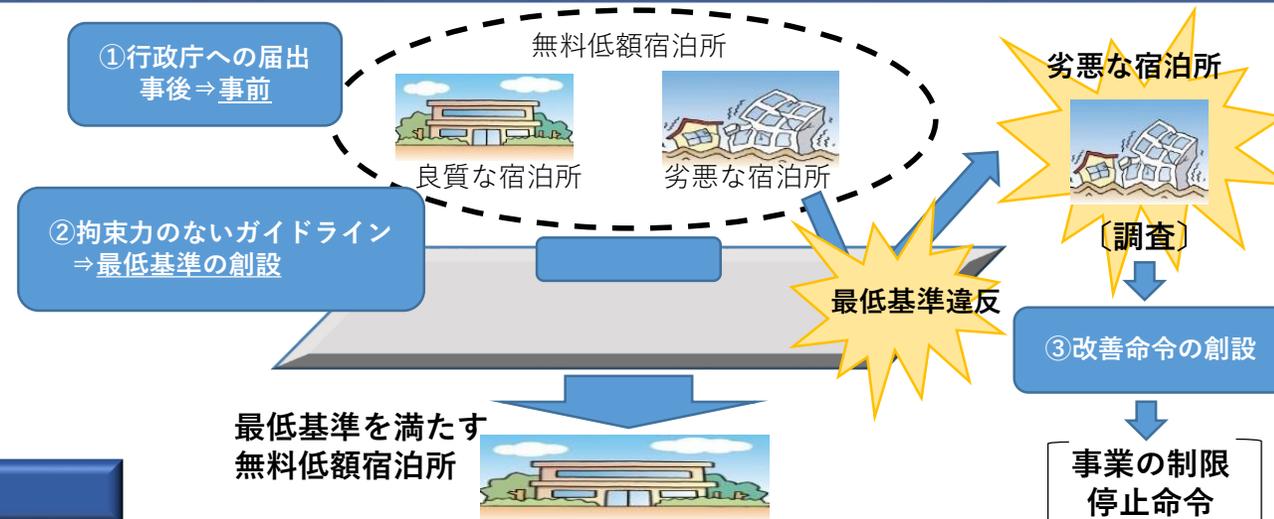
全国の無料低額宿泊所の中には、著しく狭い居室、同意のない金銭管理等、利用者に対する適切な処遇が確保されていない施設（いわゆる貧困ビジネス）が存在している。⇒ 貧困ビジネスの規制が必要。

貧困ビジネスの規制に向けた法改正（※出典：社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会 第1回資料）

社会福祉法の一部が改正され、

- ①「新たに事前届出制を導入」
- ②「設備及び運営に関する基準について、法定の最低基準を創設」
- ③「最低基準を満たさない事業所に対する改善命令を創設」

※ 最低基準については、国が無料低額宿泊所の設備及び運営に関する最低基準（省令）を示し、その標準を基に各自治体の条例で規定することとされている。



本市の条例（最低基準）の主な内容

① 無料低額宿泊所の範囲（定義）

- ・入居者を生計困難者に限定している。
 - ・利用料を受領して食事等サービスを提供しており、生活保護受給者が概ね50%以上
 - ・居室利用契約が建物賃貸借契約以外の契約であって生活保護受給者が概ね50%以上
- 上記のいずれかに該当する施設。

※他の法令により規制が行われている施設は対象外。

② 設備・構造等の基準

- ・一の居室の定員は、1人とし、居室の床面積（収納設備を除く）は、7.43㎡以上とすること。
- ・建物は、建築基準法、消防法の規定を遵守すること。消火器や自動火災報知設備等、設置義務がない設備についても整備に努めること。
- ・非常災害に対する具体的計画を立て、定期的に職員に周知すること。少なくとも1年に1回以上、避難訓練・救出訓練等を行うこと。

③ 運営等の基準

- ・入居者に提供するサービス内容や利用料等を記載した運営規程を定め、本市に届出を行い、施設内に掲示・公表すること。
- ・一時的な居住の場合であることを鑑み、賃貸借契約等の期間は1年以内とし、契約期間満了までに福祉事務所等の関係機関と協議すること。
- ・入居者の希望で金銭管理を行う場合は、管理規程を定め、金銭管理のみを内容とする契約を締結すること。